

議案第七十九号

港区子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年九月八日

提出者 港区長 武井雅昭

港区子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

港区子ども医療費助成条例（平成四年港区条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「十五歳」を「十八歳」に改める。

第三条第一項中「子どもの保護者で、次の各号に掲げる」を「次の各号に掲げる者であつて、それぞれ当該各号に定める」に改め、同項各号を次のように改める。

一 子どもの保護者 次に掲げる要件を満たすこと。

イ 保護者及び子どもが区内に住所を有すること。

ロ 子どもが国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）の規定による被保険者又は区規則で定める社会保険に関する法令（以下「社会保険各法」という。）の規定による被扶養者であること。

二 子どものうち、十五歳に達する日の翌日以後の最初の四月一日から十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者であつて、何人からも監護されていないもの
区内に住所を有すること。

第三条第二項中「の保護者は、対象者としなない」を「に係る医療費の助成を受けることができなない」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、付則第三項の規定は、同年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の港区子ども医療費助成条例（以下「改正後の条例」という。）による医療費の助成については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後における療養に係る医療費について適用する。

3 改正後の条例第四条の規定による医療費の助成に係る申請及び認定並びに医療証の交付の
手続については、施行日前においても行うことができる。

（説明）

医療費の助成対象を拡大するため、本案を提出いたします。